

昭和三十三年十一月二十一日 参議院会議録第五号 議長の報告 会

中央選舉管理會委員 山浦 貫一君

芹澤
彪衛君

松村真一郎君

子備委員

藤牧 新平君

赤木
正雄君

日本銀行政策委員会委員

通知した。

及び川北禎一君を任命する

議長から、国会は中央選挙

したことを内閣に通知した

此受領した

管理會委員 山浦 貫一君

卷之三

山崎廣君

予備委員　近藤　英明君

小島 氣君

岡崎 三郎君

議長において、左の常任委

許可した。

竹下 豊次君

委員 青木一男君

第三条第一号中「繩糸価格安定法第十一一条第一項の規定により農林大臣の定める額」の下に「(二万一千二百五十トンをこえない範囲内において農林大臣が定める数量については、政令で定める額)」を加える。
第五条第三項を次のよう改める。

3 第一項の規定により政府が生糸又は乾糸を買い入れる場合における当該買入に係る生糸及び乾糸の買入金額の限度は、二百億円とする。

量の範について特別の価格、すなはち一貫当たり千二百円とするところに、会社が同法によつて買ひ入れ等を行なつて取得した生糸または乾糸を政府が買ひ入れる場合の買ひ入れ限度を、五十億円増額して、二百億円とするのがその内容であります。

委員会におきましては、政府から提案の理由その他この法律の対象となつてゐる乾糸の買ひ入れ手続等について説明を聞き、さらに参考人として全国養蚕農業協同組合連合会当局の出席を求め、繭価協定及び協定繭価の状況、との関係及びその調整、生産者団体における乾糸の保管状況とこの法律による売り渡し対象数量、並びに政府の買い入れ限度の当否等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることを御了承願いたいと存じます。

かくして質疑を終り、次に東委員の提出にかかる「買ひ入れの一定数量について特別な価格を定める規定を削除し、政府の買ひ入れ限度を二百五十億円に増額する」ことを内容とする修正案を議題とし、東委員から日本社会党を代表して、春蚕糸と夏秋蚕糸とは同じ取扱いにすべきであるとの理由によるものである旨、これが趣旨の説明が行われ、しかしてこの修正案は予算を伴うものでありますので、国会法の規定によつて内閣の意見が求められ、修正は適当でない旨の意見が述べられ、統いて討論に入り、清澤委員から、本年産糸については、春蚕及び夏秋蚕を一貫した措置を講すべきであつて、修正案に賛成するものであり、なお、原案が成立した場合においても、乾糸の買ひ入れについては公平を期す。

関係行政機関の長に対し、仲介のため必要な資料又は技術的知識の提供、技術的判断その他必要な協力を求めることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第四章の規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十九号の次に次の二号を加える。

十九の二 指定水域の指定及び水質基準の設定に関すること。

十九の三 公共用水域の水質の保全に関する基本的な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。

第七条に次の一号を加える。

十 公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和二十七年法律第一号）の施行に関すること。

会の項の次に次のように加える。

水質審議会	公共用水域の水質の保全に関する法律の規定によりそれがされた事項を行なうこと。
-------	--

実案 工場排水等の規制に関する法律 右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

〔審査報告書は都合により第八号末尾に掲載〕

工場排水等の規制に関する法律

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十二月十八日

衆議院議長 松野鶴平殿

衆議院議長 加藤鎌五郎

第(号)第三条第一項に規定する公共用水域をいう。

6 この法律において「水質基準」とは、公共用水域の水質の保全に関する法律第三条第二項に規定する水質基準をいう。

7 この法律において「指定水域」とは、公共用水域の水質の保全に関する法律第四条第一項に規定する指定水域をいう。

(水質の保全)

第三条 特定施設を設置している者は、その特定施設から排出される汚水等の処理を適切にすることにより、公共用水域の水質の保全を図ることを目的とする。

(目的)

第一条 この法律は、製造業等における事業活動に伴つて発生する汚水等の処理を適切にすることにより、公共用水域の水質の保全を図ることを目的とする。

(目的)

第二条 この法律において「製造業等」とは、製造業（物品の加工修理業を含む）及びガス供給業並びにこれらに類する事業であつて政令で定めるものをいう。

この法律において「特定施設」とは、製造業（物品の加工修理業を含む）及びガス供給業並びにこれらに類する事業であつて政令で定めるものをいう。

この法律において「特定施設」とは、製造業（物品の加工修理業を含む）及びガス供給業並びにこれらに類する事業であつて政令で定めるものをいう。

この法律において「汚水等」といふことを排出するものであつて政令で定めるものをいう。

この法律において「汚水処理施設」とは、特定施設から排出される汚水等を処理するための施設及びこれに附屬する施設をいう。

この法律において「工場排水等」とは、特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいう。

この法律において「公共用水域」とは、公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和二十七年法律第一号）の施行に関する法律案外二件

む。以下この条において同じ。）であつて工場排水等を当該指定水域に排出するもの又は一の施設が特定施設とならぬ際現にその施設を設置している者であつて工場排水等を指定水域に排出するものは、当該水域が指定水域となつた日又は当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、主務省令で定めるところにより、前条各号（第四号を除く。）に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

当該工場排水等の水質を当該水質基準に適合させることができなく困難であると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、特定施設の設置又は変更に関する命令によつては

前項の規定による命令によつては計画の変更又は廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第八条 第四条又は第六条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、若しくは変更

第六条 第四条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第四条第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるときを除く。）は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。

ただし、工場排水等の水質の変更を伴わない場合その他政令で定める場合では、この限りでない。

だし、工場排水等の水質の変更を伴わない場合その他政令で定める場合では、この限りでない。

第一特定施設の使用の方法又は汚水等の処理の方法

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類

四 特定施設の設置又は変更に関する計画

五 特定施設の使用の方法

六 汚水等の処理の方法

七 工場排水等の水質更等の命令

八 その他主務大臣で定める事項

(経過措置)

第五条 一の水域が指定水域となつた際に特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含

2 主務大臣は、第四条の規定による届出があつた場合において、工場排水等の水質が当該指定水域に係る水質基準に適合せず、かつ、

前項の規定による命令によつては

当該工場排水等の水質を当該水質基準に適合させることができなく困難であると認めるときは、その届出を受理した者に対し、

特定施設の設置又は変更に関する命令によつては

計画の変更又は廃止を命ずること

ができる。

(実施の制限)

第九条 第四条又は第六条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設又は汚水処理施設の設置又は変更の工事をした場合において、その工事に係る施設の全部又は一部の使用を開始したときは、その日から十五日以内に、そ

の旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

第十条 第四条又は第五条の規定による届出をした者は、その届出に係る第四条第一号、第二号若しく

6

は第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を終上へときは、

により、その工場排水等の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（権限の委任）

第二十二条 この法律により主務大臣の職務を司る事項は、政令で定めることとする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において

（貢迷）
を主務大臣に届け出なければなら
ない。

第十四条 主務大臣は、指定水域の水質の保全を図るために必要な限度において、その職員に、工場排水等を指定水域に排出する者の工

した処分に對して不服のある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、主務大臣

第二項又は第十二条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲

による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継

場又は事業場に立ち入り、その者の帳簿書類、特定施設、汚水処理施設その他の物件を検査させることができる。

記載した書面をもつて、主務大臣に異議の申立をすることができない。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

第二項又は第十二条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十方円以下の罰金に処する。

第二十四条 第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処す

第四条又は第五条の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出を

る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第十九条 主務大臣は、前条の異議の申立があつたときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならぬ。
前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

者は、五万円以下の罰金に処する。
第二十五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条又は第六条の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者
- 二 第八条第一項の規定に違反し
た者

前二項の規定により第四条又は第五条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その日から十五日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
（居合争ひ処理の方法の改善等）

(報告の徵収)
第十五條　主務大臣は、公共用水域の水質の保全を図るために必要な限度において、特定施設を設置している者に対し、その特定施設の状況、汚水等の処理の方法又は工

場所及び事案の内容を示さなければならない。
3 聴聞に際しては、異議の申立てをした者及び利害関係人に對し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与へなければならぬ。
第二十条 主務大臣は、前条の聽聞をした後、文書をもつて決定を

二 第八条第一項の規定に違反した者
三 第十三条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
四 第十四条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十二条 主務大臣は、工場排水等の水質が当該指定水域に係る水質基準に適合しないと認めるときは、その工場排水等を指定水域に排出する者に対し、期限を定め、工場排水規制令を発布する。

場排水等の水質に關し報告をさせ
ることができる。

第二十条 主務大臣は、前条の聽聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をしな者に送付しなければならない。

五 第十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十七条 第九条、第十条又は第十二条第三項の規定による届出

(水質の測定)

(技術の研究)

2 葉大臣又は運輸大臣とする。
この法律において主務省令は、
大蔵省令、厚生省令、農林省令、
通商産業省令、運輸省令とする。

における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。
まず、公共用水域の水質の保全に関する法律案について申し上げます。

この法案は、汚濁水規制についての各種行政法規に対する基本法的な地位を占めるものであります。その要旨は次の通りであります。

すなわち、第一は、経済企画庁長官が、河川とか湖沼とかのいわゆる公共用水域のうち、水質の汚濁について、一定の要件を備え、問題の多い水域を、指定水域に指定するのであります。この指定水域に排出される水の汚濁度などの程度まで許すかという許容限度を、水質基準として、同じく経企画庁長官が定めなければならないことになります。

この水質基準は、汚濁水規制の各種行政法規の運用統一の基本となるべきものなので、この水質基準設定並びに指定水域の指定については、各方面的知識経験者及び関係行政機関の職員よりなる水質審議会の議を経なければならぬことになっております。この水質

審議会は、経済企画庁の付属機関で、このほかに、公共用水域及び地下水の水質保全に対する基本的事項について調査審議することになっております。

要旨の第二点は、水質汚濁による被害の紛争について、いわゆる和解の仲介制度を規定してあるのであります。

これは、公共用水域に排出された水や廃棄物によって水質が汚濁し、被害があつて紛争が起きたときは、当事者が都道府県知事に和解の仲介を求めることがで、都道府県知事は、この場合、第三者的立場にある仲介員により和解の仲介を行わせ得るようになつております。

以上が政府原案の要旨であります

が、衆議院において修正されております。その要点は、次の通りであります。

方法ないしは汚水等の処理方法の変更

用水域の水質についての調査のため本計画を立案し、水質審議会の議を経てこれを決定し、公表する規定を新たに追加したこと。

第二点は、関係行政機関の水質基準

の尊重義務を追加したこと。

第三点は、仲介員の指定について紛

争の申し立てが二以上の都道府県知事

になされた場合、これら知事は、協議

して仲介員を指定することができる場

合を追加したこと。

第四点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

のあるもの」と改めたこと。

第五点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第六点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第七点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第八点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第九点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第十点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第十一点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第十二点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第十三点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第十四点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第十五点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第十六点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第十七点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第十八点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第十九点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第二十点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第二十一点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第二十二点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第二十三点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第二十四点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第二十五点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第二十六点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第二十七点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第二十八点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第二十九点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第三十点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第三十一点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第三十二点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第三十三点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第三十四点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第三十五点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第三十六点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第三十七点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第三十八点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第三十九点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第四十点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第四十一点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第四十二点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第四十三点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第四十四点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第四十五点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第四十六点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第四十七点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第四十八点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第四十九点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第五十点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第五十一点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第五十二点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第五十三点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第五十四点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第五十五点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第五十六点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第五十七点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第五十八点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第五十九点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第六十点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第六十一点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第六十二点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第六十三点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第六十四点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第六十五点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第六十六点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第六十七点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第六十八点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第六十九点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第七十点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第七十一点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第七十二点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第七十三点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第七十四点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第七十五点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

第七十六点は、指定水域の指定要件中

「おそれの高いもの」とあるを「おそれ

の高いもの」と改めたこと。

